

## エキップ ノール会則

### (名称)

第1条 この団体は、エキップ ノール *équipe nord* (以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、地域社会と調和のとれたロードバイクの振興と次代への継承のため、チーム員相互の連繋や技術交流、並びに後継者の育成を図ることを目的に活動する。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各種練習会の開催
- (2) レース、ブルベ等イベントへの参加
- (3) 研修会、講習会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

### (組織)

第4条 本会は、チームの目的に賛同したチーム員を以って組織する。

### (チーム員)

第5条 本会のチーム員は次のとおりとする。

- (1) チーム員は、本会が指定する保険に加入し、継続的に本会の事業に参加するものとする。

### (役員)

第6条 本会は、会務を統括するために、代表1名を置く。

- 2 代表は本会の総会で互選し、任期は3年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 代表は、会務遂行のため、必要に応じ役員を置き、本会を運営する。
- 4 代表は、活動ごとに必要に応じ幹事を置き、本会を運営する。

### (顧問および相談役)

第7条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- (1) 顧問及び相談役は、代表がこれを委嘱する。
- (2) 顧問及び相談役は本会の運営につき代表に助言する。

(会議)

第8条 本会は活動並びに運営上の重要事項を議決するため必要があるときは、代表が会議を招集する。

2 会議招集に替えて書面議決に替えることができる。

(会費)

第9条 本会の運営に必要な費用が発生した場合には、必要により会議を招集し、議決により会費の徴収方法を定め徴収する。

2 会費を徴収する場合には、代表が会計と監査を定め任に当たらせる。

3 前項の規程により会費を徴収したときの本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(罰則)

第10条 チーム員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、チーム員の過半数の議決をもって除名する。

付則

この会則は、平成18年10月12日より施行する。